

## 別紙2

# 新競争促進プログラム2010

## に関するプログレスレポート

### (第2次)

平成21年6月26日

総務省

電気通信市場における一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、総務省では、「新競争促進プログラム2010」(06年9月19日策定、07年10月23日改定)を踏まえ、公正競争ルールの整備等の観点から様々な施策を講じてきた。

本プログレスレポート(第2次)は、透明性を確保する観点から、09年6月26日現在における「新競争促進プログラム2010」の進捗状況を取りまとめたものである。

07年10月に改定した「新競争促進プログラム2010」を受け、第一種指定電気通信設備の接続料の見直し等、所要の措置を講じたほか、「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」、「インターネット政策懇談会」、「通信プラットフォーム研究会」、「電気通信サービス利用者懇談会」等を開催し、各項目について具体的な検討を行い、結論が得られたものから随時速やかに実施している。

なお、07年10月23日～09年6月26日における「新競争促進プログラム2010」の具体的な進捗状況は別紙のとおりである。

## 新競争促進プログラム2010の進捗状況について

09年6月26日現在

項 目	内 容	進 捗 状 況
<p>(1)設備競争の促進</p> <p>(a)線路敷設基盤の開放促進</p>	<p>NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備するため、光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等を推進する。</p> <p>具体的には、07年4月に改正された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)について、その運用状況を定期的に検証することとし、毎年4月を目途に当該検証結果を公表するとともに、所要の見直しを行う。</p> <p>併せて、必要に応じて、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図るなど、上記の検証手続の中で所要の措置を講じる。</p>	<p>「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に関し、07年1月～12月の電柱等の貸与実績等運用実績について検証し、当該検証結果を08年3月、情報通信審議会に報告した。また、08年1月～12月の電柱等の貸与等運用実績についても検証した。</p>
<p>(b)地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進</p>	<p>ブロードバンド網の全国整備に関しては、「IT新改革戦略」(06年1月、IT戦略本部決定)及び「u-Japan推進計画2006」(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)に基づき構築した、関係者(事業者、国、都道府県、市町村等)で構成する全国レベル及び地域レベルの推進体制において、都道府県単位で策定した「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」に基づき、引き続き、ブロードバ</p>	<p>ブロードバンド網の全国整備に関しては、各都道府県単位で策定した「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ(Ver2.0)」を08年4月に公表するとともに、同年6月には「ブロードバンド整備マニュアル(Ver2.0)」及び「ブロードバンド整備・利活用事例集(Ver2.0)」を策定・公表した。</p> <p>また、地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の開放については、上記「ブロードバンド整備マニユ</p>

	<p>ンドの整備を促進する。</p> <p>また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記の推進体制等を通じ、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」（04年6月）を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を改めて検証し、開放可能な芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。</p> <p>なお、ブロードバンド基盤整備に係る地域格差の是正を着実に実施するため、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」において、ブロードバンド・ゼロ地域の解消及び携帯電話の不感地帯の解消に向けた政策支援の在り方について検討が行われており、07年度中を目途に検討結果を取りまとめ、速やかに所要の措置を講じる。</p>	<p>アル（Ver2.0）」に「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」（04年6月）を引き続き掲載するとともに、07年度及び08年度において「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の現状に関する調査」を実施し、その結果を07年12月及び09年1月に公表した。</p> <p>さらに、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」（座長：黒川和美法政大学経済学部教授）を07年10月から開催し、08年6月に公表した最終報告書を踏まえ、同月、「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定・公表した。</p>
(c) アクセス網の多様化の推進	<p>アクセス網の多様化を推進する観点から、引き続き、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。このため、2.5GHz帯を用いた広帯域無線アクセス（BWA：Broadband Wireless Access）の導入に関し、全国バンドについては07年中を目途に周波数割当て事業者を決定するほか、固定系地域バンドについても、08年初以降に各地域（市区町村）において免許申請の受付を開始する。</p> <p>また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、所要の環境整備を図る。</p>	<p>2.5GHz帯のBWAに関し、全国バンドについては、07年12月、周波数割当て事業者2社を決定した（UQコミュニケーションズは09年2月に試験サービスを、ウィルコムは09年4月にエリア限定サービスを開始。）。また、固定系地域バンドについては、08年3月に免許申請の受付を開始し、08年6月以降随時免許を付与している。</p> <p>このほか、3.9世代移動通信システムの導入のための周波数について、09年6月、周波数割当て事業者（イー・モバイル、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI及び沖縄セルラー）を決定した。</p>
(2) 指定電気通信設備制度		

<p>(ドミナント規制)の見直し</p> <p>(a) 競争セーフガード制度の適切な運用</p>	<p>PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。</p> <p>このため、プラットフォーム機能（認証・課金、QoS制御等）を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件（NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む）の有効性について定期的（年1回）に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（07年4月）等に基づき、その着実な実施を図ることとし、同年度の検証結果について07年中に取りまとめるとともに、当該検証結果を踏まえ、所要の措置を速やかに講じる。</p> <p>なお、当該競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。</p>	<p>競争セーフガード制度については、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（07年4月）を08年7月に改定し、第一種指定電気通信設備制度におけるアンバンドル機能の対象の妥当性を検証項目として追加した。</p> <p>また、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に基づき07年度及び08年度に検証を実施した。</p> <p>08年2月、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）」を公表するとともに、NTT東西に対し同検証結果に基づき講じるべき措置（①接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止、②NTTコミュニケーションズの商品と他の電気通信事業者の商品の取扱いに係る同等性の確保、③県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモの受託業務に係る情報の目的外利用の禁止等）について要請を行った（同月、情報通信審議会に報告。）。</p> <p>09年2月、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）」を公表するとともに、NTT東西に対し同検証結果に基づき講じるべき措置（①116番への加入電話の移転申し込みを行う加入者に対する光サービスの営業活動の禁止（対NTT東西）、②「フレッツ・テレビ」につき放送サービスの提供主体が他社であることの広告への明記（対NTT東日本）等）について要請を行った（同年3月、情報</p>
--	--	---

		通信行政・郵政行政審議会に報告。)
(b) 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備	<p>NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（07年10月）を踏まえ、NTT東西からその子会社等への受託業務の効率化効果を把握すること等を内容とする会計制度の見直しを行うこととし、07年度中を目途に所要の措置を講じる。</p> <p>また、その他の措置については、指定電気通信設備制度の包括的な見直し（次項(c)参照）の中で併せて検討する。</p>	<p>「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（07年10月）を受け、08年3月、電気通信事業法施行規則、電気通信事業会計規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則等の一部改正を行った。</p> <p>08年3月、NTT東西に対し、上述の会計制度の見直しの結果を踏まえて07年度以降の会計を整理するとともに、子会社等への業務委託費と子会社等における当該業務の実施に要した費用について継続的に報告するよう要請を行った。</p>
(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し	<p>IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う。</p> <p>具体的には、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書（07年9月）を踏まえ、市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組みに移行するとともに、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みを再構築する。このため、08年中を目途に指定電気通信設備制度の見直しについて具体的な結論を得て、その後速やかに所要の制度整備を実施し、2010年度までに運用を開始する。</p>	<p>電気通信市場の環境変化に対応し、同市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方を検討するため、09年1月に提案募集を行い、その結果等を踏まえ、同年2月、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について、情報通信審議会に諮問した。</p> <p>同審議会においては、固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方を検討項目の1つとしており、現行の接続ルールやその基となるドミナント規制の対象や内容について検証している。</p>
(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討	<p>NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC（Fixed Mobile Convergence）サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」（01年12月策定、07</p>	<p>NTT東西が自らの固定通信業務を移動通信業務と組み合わせ提供するFMCサービスについては、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合、当該サー</p>

	<p>年7月改定)に沿って、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。</p>	<p>ビスは活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要であるが、現時点において、NTT東西から当該サービスに係る活用業務認可申請はなされていない。</p>
<p>(e) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備</p>	<p>NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを07年度下期に開始するとしていることを踏まえ、競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会における審議を経て、07年度中を目途に結論を得るとともに、これを踏まえ、速やかに所要の制度整備を行う。</p> <p>また、指定電気通信設備として指定されているNTT東西の地域IP網についても、当該指定の妥当性について、上記の接続ルール整備に向けた検討の中で結論を得る。</p> <p>なお、NTT東西が次世代ネットワークを用いて行う業務については、当事者であるNTT東西の申請を踏まえ、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に沿って、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。</p>	<p>NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備については、08年3月、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において、次世代ネットワーク及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定するとともに、次世代ネットワーク等における收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能の4つの機能をアンバンドルすることが必要との考え方が示された。上記答申を踏まえ、同年7月、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正を行うとともに、同年11月、改正後の省令に基づき、NTT東西から申請された接続約款の変更案について認可を行った。</p> <p>また、次世代ネットワークの接続料については、08年5月から「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」(座長：東海幹夫青山学院大学経営学部教授)を開催し、同年12月に取りまとめた報告書に示された考え方等に基づき、09年3月、接続料規則等の一部改正を行うとともに、NTT東西から申請されたNGNの接続料に関する接続約款の変更案について認可を行った。</p> <p>さらに、次世代ネットワーク等を利用したサービス</p>

		<p>については、07年10月、NTT東西より活用業務認可申請があり、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」に基づく審査等を経て、08年2月、電気通信市場における公正競争確保等の観点から8項目の条件を付した上で認可した(08年3月31日から、NTT東西は当該サービスの提供を開始)。</p>
(f) 会計制度（接続会計及び役務別会計）の見直し	<p>ネットワーク構造や市場構造が変化中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(07年10月)を踏まえ、電気通信事業会計における役務区分の見直しのほか、接続会計における設備区分、費用配賦方法、減価償却費の見直し等を行うこととし、07年度中を目途に電気通信事業会計規則の改正等を行う。</p> <p>なお、接続ルール等競争ルールの変更や新たなビジネスモデル等の進展を踏まえ、随時、機動的に見直しを行う。また、上記制度整備後3年を目途に見直しを行う。</p>	<p>「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(07年10月)を受けて、08年3月、電気通信事業法施行規則、電気通信事業会計規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則等の一部改正を行った。</p> <p>また、上述の会計制度の見直しの結果を踏まえ、08年3月、NTT東西に対し、会計制度の取扱いについて要請を行った。</p> <p>※ (2)(b)参照。</p>
(g) その他接続ルールの整備	<p>情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月)を踏まえて講ずる措置(中継ダークファイバ及びコロケーションリソースの過剰保留の抑制、回線名義人情報の取扱いの改善、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し、事後精算制度の廃止等)の着実な実施を図るとともに、引き続きその運用状況等についてNTT東西からの報告内容等を通じて検証する。</p> <p>なお、NTT東西による接続事業者のサービスに係る屋内配線工事については、当面、事業者間協議に委ねることとしているが、このルール化の是非等について、NTT東西からの報告</p>	<p>07年4月及び10月のNTT東西からの報告内容を検証し、08年8月、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果」を公表するとともに、NTT東西に対して、屋内配線工事の扱い等に関する接続事業者との協議状況について報告を求めた。</p> <p>同年12月のNTT東西からの報告において、事業者間による協議では解決困難と思われる事項について、09年1月、他の検討項目を含め提案募集を行い、その結果等を踏まえ、同年2月、「電気通信</p>

	<p>を踏まえ、07年度末を目途に改めて検討する。</p>	<p>市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について、情報通信審議会に諮問した。同審議会においては、F T T Hにおける屋内配線の扱いやドライカップのサブアンバンドルに関する問題等について検討している。</p>
<p><b>(3) N T T 東西の接続料の算定方法の見直し</b>  (a) 固定電話の接続料の算定方法の見直し</p>	<p>固定電話の接続料に係る算定方法については、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(07年9月)を踏まえ、07年度中に所要の制度整備(算定モデルの適用期間は08～2010年度の3年間)を行う。</p> <p>また、2011年度以降の接続料の算定方法の見直しについては、09年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得る。その際、ユニバーサルサービス制度の在り方との整合性に留意する。  ((7)参照)</p>	<p>固定電話の接続料については、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(07年9月)において、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の変更により、き線点R T - G C間伝送路費用をN T T 東西のみが負担することになることを受け、N T Sコストを5年間で段階的に基本料費用に付け替えるという原則を維持しつつ、き線点R T - G C間伝送路費用を段階的に接続料原価に算入することが適当との考え方が示された。総務省では、本答申を踏まえた関係省令の改正を行うとともに、当該省令改正に基づき、N T T 東西から申請された接続約款の変更申請案について認可した(08年3月及び09年3月)。</p> <p>また、09年6月から「長期増分費用モデル研究会」を開催し、長期増分費用モデル(L R I C)の改定に向けた検討を行っている。</p> <p>なお、き線点R T - G C間伝送路コストの扱いについては、08年12月、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、0</p>

		<p>9年度からの3年間も引き続き、暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が最も適切との考え方が示されたが、当該コストは、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはない。</p>
<p>(b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し</p>	<p>光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間（01～07年度）を算定期間とする将来原価方式により算定されている。</p> <p>当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。</p>	<p>08年度以降の加入光ファイバの接続料については、08年1月、NTT東西から申請された接続約款の変更案を情報通信審議会に諮問し、同年3月、FTTHサービスの提供コストを低廉化することで事業者間競争の促進を図る観点から、ダークファイバの需要予測を修正した上での接続料の再算定及び乖離額調整制度に係る規定の修正が必要との答申を受けた。</p> <p>当該答申に基づく総務省からの要請を踏まえ、同年4月、NTT東西から接続約款の変更について補正申請があり、同年6月、当該補正申請を認可した。</p>
<p>(c) 次世代ネットワークに係る接続料の算定方法に係る検討</p>	<p>次世代ネットワークに係る接続料の算定方法については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討(上記(2)(e)参照)に併せて、07年度中を目途に結論を得る。</p>	<p>次世代ネットワークの接続料については、08年5月から「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」(座長：東海幹夫青山学院大学経営学部教授)を開催し、同年12月に取りまとめられた報告書において一定の考え方が整理された。</p> <p>同研究会報告書で示された考え方にに基づき、09年3月、接続料規則等の一部改正を行うとともに、NTT東西から申請されたNGNの接続料に関する接続約款の変更案について認可を行った。</p> <p>※ (2)(e)参照</p>
<p>(d) その他</p>	<p>総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用</p>	<p>「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテ</p>

	<p>者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（07年7月）に沿って、NTT東西の実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時にこれを実施する。また、検証結果は、透明性を確保するため、可能な限り公開する。</p>	<p>スト）の運用に関するガイドライン」（07年7月）については、08年2月に電気通信事業会計規則改正に伴う改正を行い、また、09年3月には次世代ネットワークのフレッツ光ネクスト等を検証対象に追加する等の改正を行った。</p> <p>また、「実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定」（09年2月）及び「次世代ネットワークに係る平成21年度の接続料の設定」（同年3月）に係る接続約款の認可に当たっては、同ガイドラインに基づく検証を行い、検証結果を公表した。</p>
<p><b>(4) 移動通信市場における競争促進</b></p>	<p>モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を図る観点から、モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し、MVNOの新規参入の促進、モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進の3項目を主要施策とする「モバイルビジネス活性化プラン」（07年9月、別紙）（以下「活性化プラン」という。）を着実に実施する。</p> <p>このため、「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」を開催し、定期的に活性化プランの進捗状況等について検証する。</p> <p>また、MVNOの新規参入の促進については、統一的な相談窓口である「MVNO支援相談センター」（07年9月設置）の積極的な活用を図る。</p>	<p>モバイルビジネス活性化プランの進捗状況等については、08年3月から「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」を開催し、定期的に検証を行っている。</p> <p>モバイルビジネスにおける販売モデルの見直しについては、販売奨励金の類型の明確化による電気通信役務の原価の適正化を図るため、08年3月、電気通信事業会計規則を一部改正するとともに、同年4月、「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」を策定、公表した。（08年度に係る財務諸表から適用）。</p> <p>MVNOの参入促進については、07年11月、NTTドコモの電気通信回線設備との接続に関する日本通信からの裁定申請に対し、電気通信事業紛争処理委員会答申を踏まえ、MVNOが利用者料金を設定することができること等を裁定した。当該裁定を受け、09年3月、日本通信はNTTドコモの電気通信回線</p>

		<p>設備とのレイヤー2接続によるサービスの提供を開始した。</p> <p>また、上記答申に併せて行われた勧告を踏まえ、当該裁定内容の反映やMVNOの事業計画に係る聴取範囲の明確化等を行うため、08年5月、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(02年6月策定、07年2月改定)を再改定した。併せて、再改定後の同ガイドラインの趣旨を踏まえ、携帯電話事業者等(MNO)に対し、①卸電気通信役務に関する標準プラン(MVNO向けの標準的な料金その他の提供条件)の策定と②MVNOに対する一元的な窓口の明確化・公表に関する検討を要請した。</p> <p>さらに、08年6月、MVNO関連情報を統合的に提供するため、総務省ホームページに「MVNO支援コーナー」を開設し、携帯電話等各社のMVNO相談窓口、卸電気通信役務に関する標準プラン等、MVNOの参入動向等について、最新情報を提供している。</p> <p>BWAアクセスサービスに係るMVNOの参入促進については、UQコミュニケーションズ(08年7月)及びウィルコム(08年12月)の電気通信事業の登録等の際し、MVNOの受け入れ計画の着実な実施を条件付けた。</p> <p>3.9世代移動通信システムに係るMVNOの参入促進については、09年4月、「3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」を策定し、第3世代移動通信システムに係る無</p>
--	--	---

		<p>線局の免許又は開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（MVNO）による無線設備の利用を促進するための合理的かつ具体的な計画を有していることを要件審査及び比較審査項目として設定した。</p> <p>このほか、「MVNO支援相談センター」において、MVNOとして参入を希望する者等からの求めに応じて、随時、支援・相談を実施している。</p>
<p>(5) IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備</p> <p>(a) 通信端末に係る技術基準・認証制度の見直し</p>	<p>IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて08年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、当該技術基準に係る検討を踏まえ、08年中に一定の結論を得る。（「活性化プラン」2(3)(b)参照）</p>	<p>IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準に関し、IP電話端末設備が具備すべき機能や試験方法、IP化に対応した端末設備等の認証の在り方について、09年2月から情報通信審議会において検討を行っている。</p>
<p>(b) 通信端末の相互接続認証のためのテストベッドの整備</p>	<p>携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。（「活性化プラン」2(3)(b)参照）</p>	<p>携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、08年9月、テストベッドの課題や検証結果をフィードバックする仕組みの課題など相互接続性・運用性検証の在り方について、第1次報告書を取りまとめた。</p>
<p>(c) 利用者保護を確保するための端末利用環境の整備</p>	<p>携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。（「活</p>	<p>携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において検討を</p>

	<p>性化プラン」 2 (3) (c) 参照)</p>	<p>行い、09年4月、IP電話やソフトウェアダウンロードなどの通信サービスにて発生する不具合に関し、サービス提供主体間の連携により円滑な利用者対応を実現するための共通ルールである「責任分担モデル」や、同モデルに従ってサービス復旧に至るまでの対応手順の在り方について、第1次報告書を取りまとめた。</p>
<p>(6) 料金政策の見直し</p>	<p>多様なビジネスモデルが登場し、料金体系が多様化する中、現行のプライスカップ制度の在り方について見直しを行うこととし、ユニバーサルサービス制度の見直し(下記(7)を参照)に併せて検討する。</p> <p>なお、プライスカップ制度については基準料金指数(現行指数は06年10月から3年間適用)の見直しが09年度に予定されていることを踏まえつつ検討を行う。</p> <p>また、新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定するほか、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う。</p>	<p>電気通信サービスに係る料金政策については、08年6月から「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」(座長：辻正次兵庫県立大学大学院教授)を開催し、今後の利用者料金政策全般の在り方等について検討を行い、同年10月に取りまとめた同研究会報告書において、専用役務について、①プライスカップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこと、②指定電気通信役務損益明細表において引き続き収支の開示を義務付けることが適当との考え方が示された。これを踏まえ、09年1月、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正を行った。</p> <p>また、上限価格(プライスカップ)を示す基準料金指数の設定については、09年1月から3月まで「プライスカップの運用に関する研究会」(座長：辻正次兵庫県立大学大学院教授)を開催し、基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率(X値)を算定する際に留意すべき事項の検討、整理を行い、09年10月1日から適用される基準料金指</p>

		数の設定について、同年4月、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、同年6月に答申を受けた。
(7)ユニバーサルサービス制度の見直し	<p>国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。</p> <p>このため、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を07年中に取りまとめるとともに、これを踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、08年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、08年中に一定の結論を得る。</p> <p>また、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針の進捗等を踏まえつつ、本格的なIP網への移行を念頭に置いた制度見直しに係る検討を行い、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。</p>	<p>07年12月に取りまとめた「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を踏まえ、08年4月、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて情報通信審議会に諮問した。同年12月、同審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、制度の安定的運用を図る観点から、制度見直しの対象期間とした09年度から11年度までの3年間については、①基本的に現行制度を引き続き運用することが適当であるが、②IP化の進展に伴い発生する課題への対応として、従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、加入電話から光IP電話(OABJ-IP電話)へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当との考え方が示された。</p> <p>上記②のコスト算定方法上の補正を行うため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について、09年1月、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、09年3月に答申を受け、09年5月、当該省令の改正を行った。</p>
(8)ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備 (a)ネットワークの効率的運用に向けた環境整備	<p>ネットワークトラフィックの増大に対応し、一般ユーザーへの帯域確保を目的として実施される帯域制御の運用基準のガイドラインを策定することを目的として、07年9月、電気通信</p>	<p>帯域制御については、08年5月、電気通信事業関連4団体が「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」を策定、公表した。</p>

	<p>事業関連4団体（日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会及び日本ケーブルテレビ連盟）が設置した「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において、08年春を目途に当該ガイドラインが策定されることとなっており、同協議会の検討を注視・支援する（総務省はオブザーバーとして参加）。</p> <p>また、P2Pによるトラフィック分散に関する技術的・社会的実験を行うことを目的として、07年8月設置された「P2Pネットワーク実験協議会」において、P2P映像配信モデルや共同配信コンテンツセンターモデルの在り方について検討が行われているところであり、同協議会における検討を注視・支援する（総務省はオブザーバーとして参加）。</p>	<p>P2Pによるトラフィック分散については、08年2月、「P2Pネットワーク実験協議会」（会長：浅見徹東京大学教授、総務省はオブザーバー参加）において、P2P技術を使って配信を行う事業者が利用者に説明すべき事項を規定した「P2Pを利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」を策定・公表した。また、09年4月に同協議会を「ネットワーク高度利用推進協議会」と改組し、P2P技術、キャッシュ技術等を用いたトラフィック分散の手法について引き続き実証を行っている。</p>
<p>(b) ネットワークの中立性と競争モデルの在り方に関する検討</p>	<p>従来と異なる収益モデルを有するビジネスモデルの登場、インターネットのボーダーレス化が競争環境に及ぼす影響、これに関連するインターネットガバナンスの在り方、IPv4からIPv6への移行に伴う市場環境整備の在り方、地方におけるISPやCATV事業者等のビジネス展開の方向性など、ネットワーク構造や市場環境が大きく変わる中であって、ネットワークの中立性と競争モデルの在り方に関連する広範にわたる中期的な政策課題を抽出・整理することを目的として、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に一定の結論を得る。</p> <p>なお、IPv4からIPv6への移行については、08年3月を目途に検討結果を取りまとめる「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」の議論を参照する。</p>	<p>広範にわたる中期的な政策課題については、08年2月から「インターネット政策懇談会」（座長：酒井善則東京工業大学大学院理工学研究科教授）を開催し、09年2月に取りまとめた報告書において一定の整理を行った。</p> <p>なお、IPv6の導入については、08年6月に取りまとめた「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」（座長：齋藤忠夫東京大学名誉教授）報告書を踏まえた「インターネット政策懇談会」における整理を受け、09年2月から開催している「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」（座長：齋藤忠夫東京大学名誉教授）において引き続き検討を行っている。</p>
<p>(c) プラットフォームの連</p>	<p>固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、</p>	<p>プラットフォーム機能の利活用等については、08</p>

<p>携強化に向けた検討</p>	<p>デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID等を含むプラットフォーム機能の利活用等について、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に取りまとめを行う。その際、携帯端末のAPI (Application Programming Interface) のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。(「活性化プラン」2(3)(a)参照)</p> <p>また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を07年中に中間公表するとともに、08年6月を目途に取りまとめる。(「活性化プラン」2(3)(a)参照)</p>	<p>年2月から「通信プラットフォーム研究会」(座長: 相田仁東京大学大学院工学系研究科教授)を開催し、09年1月に取りまとめた報告書において、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けて、①モバイルインターネットにおけるプラットフォームの多様性の確保(ポータル機能、認証・課金機能の多様化、コンテンツ配信プラットフォーム運用の透明性確保等)、②認証基盤の相互運用性の確保(次世代ネットワーク・インターネット・移動通信網等の違いを意識することなく、多様なサービスを一つのIDで利用可能とする認証基盤の仮想的な統合等)、③メールアドレス利用の柔軟性の確保、④コンテンツ配信効果の計測手法の充実、⑤個人の属性情報(ライフログ等)を活用した事業展開を行う場合の基本的ルールを整備等が提言された。</p> <p>このほか、09年2月、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について、情報通信審議会に諮問した。</p> <p>なお、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、08年9月、当該分析結果を取りまとめ公表した。</p>
<p>(9) 紛争処理機能の強化</p>	<p>IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。</p>	<p>意見申出制度については、07年12月、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」を策定・公表した。</p>

	<p>具体的には、意見申出制度（電気通信事業法第172条）について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、07年中に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。</p> <p>また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。</p>	<p>また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案の取り扱いについては、「電気通信サービス利用者懇談会」（座長：新美育文明治大学法学部教授）報告書を踏まえ、09年2月、電気通信事業者の電気通信役務の提供条件や接続等の条件に関するコンテンツプロバイダ及びアプリケーションサービスプロバイダからの相談、意見及び問い合わせ等について一元的に対応する「コンテンツプロバイダ等相談センター」を開設した。</p>
<p><b>(10) 消費者保護策の強化</b></p>	<p>ブロードバンド化やIP化の進展による料金やサービスの多様化、マルチステークホルダーが関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、急激な市場環境変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討するため、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に検討結果を取りまとめる。</p> <p>具体的には、通信サービスに関する利用者保護のための基本的ルールの在り方、消費者保護を業務とする関係機関との連携も含めた苦情処理体制の拡充、料金比較手法に関する認定の仕組みの在り方、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理制度）を含む紛争処理機能の強化等を含め、多角的な観点から検討を行う。また、当該検討に際しては、広く提案募集を行うなど、関係各方面の意見等を十分に踏まえて行う。</p> <p>また、電気通信事業者の市場退出ルールについては、市場退出に関するセーフガード制度として「電気通信事業分野にお</p>	<p>08年4月から「電気通信サービス利用者懇談会」を開催し、電気通信分野における市場環境や利用環境の変化に対応した利用者利益の確保・向上に向けた基本的なルールの在り方及び具体的施策の検討を行った。</p> <p>09年2月に取りまとめた同懇談会報告書の提言を受け、同月、電気通信サービスの契約解除等に伴う連絡先及び方法を契約締結時の説明義務の対象事項とすること等を内容とする電気通信事業法施行規則の一部改正について情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、同年4月に答申を受けた。</p> <p>また、電気通信サービス全般に精通しつつ利用者側に立った助言を行うことができる能力を持つ者の育成を促進する観点から、一定の知識を有することを認定するために民間団体が実施する検定試験の後援を</p>

	<p>る事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(06年12月)の適正な運用に努めるとともに、電気通信事業者の市場退出に係る利用者保護策の在り方についても、上記の検討の場において併せて具体化を図る。</p>	<p>行うこととし、09年4月、「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針」を策定・公表した。</p> <p>なお、電気通信事業関連4団体で構成する「電気通信サービス向上推進協議会」においても、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を改正し、広告表示の適正化を推進した。</p>
<p>(11) その他</p>	<p>競争ルールの一層の透明性の確保を図る観点から、06年9月に運用を開始した「テレコム競争政策ポータルサイト」を引き続き随時更新し、本プログラムの進捗状況や関連制度に係る情報について一覧性をもって提供できるよう努める等の措置を講じる。</p> <p>また、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において引き続き見直しを図る。</p> <p>その他、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。</p>	<p>本プログラムの進捗状況等の情報については、「テレコム競争政策ポータルサイト」を通じて提供するとともに、当該サイトを適宜更新している。</p> <p>また、電気通信番号の在り方については、07年11月、FMCサービスを提供するための電気通信番号の整備等を内容とする電気通信番号規則の一部改正を行った。</p> <p>このほか、マルチ又はバイの政策協議を通じて、我が国のブロードバンド市場に関する情報提供及び説明等を継続的に実施した。</p>